

定 款

2023年 6 月 28 日

株式会社 ヨコオ

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ヨコオと称し、英文ではYOKOWO CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車部品の製造ならびに販売
2. 情報通信機器の製造ならびに販売
3. 電気機械器具製品および電子機械器具製品の製造ならびに販売
4. 医療用機械器具の製造ならびに販売
5. 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(単元株式数)

第9条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 定款第8条に定める請求をする権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に取締役会の決議により招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(決議事項)

第18条 「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防ぐための対応策（以下「買収防衛策」という。）の導入、継続および改定については、株主総会の決議により行う。

② 前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行う。

③ 前2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数および選任方法)

第20条 当会社の取締役は、8名以内とし株主総会において選任する。

② 取締役の選任は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

③ 取締役の選任については累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議により取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名のほか、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、決議により代表取締役を選定することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数および選任方法)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とし株主総会において選任する。

② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を招集することができる。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会が定める監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年とする。

(期末配当金ならびに中間配当金)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

② 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間の設定）

第44条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領がないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金等には利息をつけない。